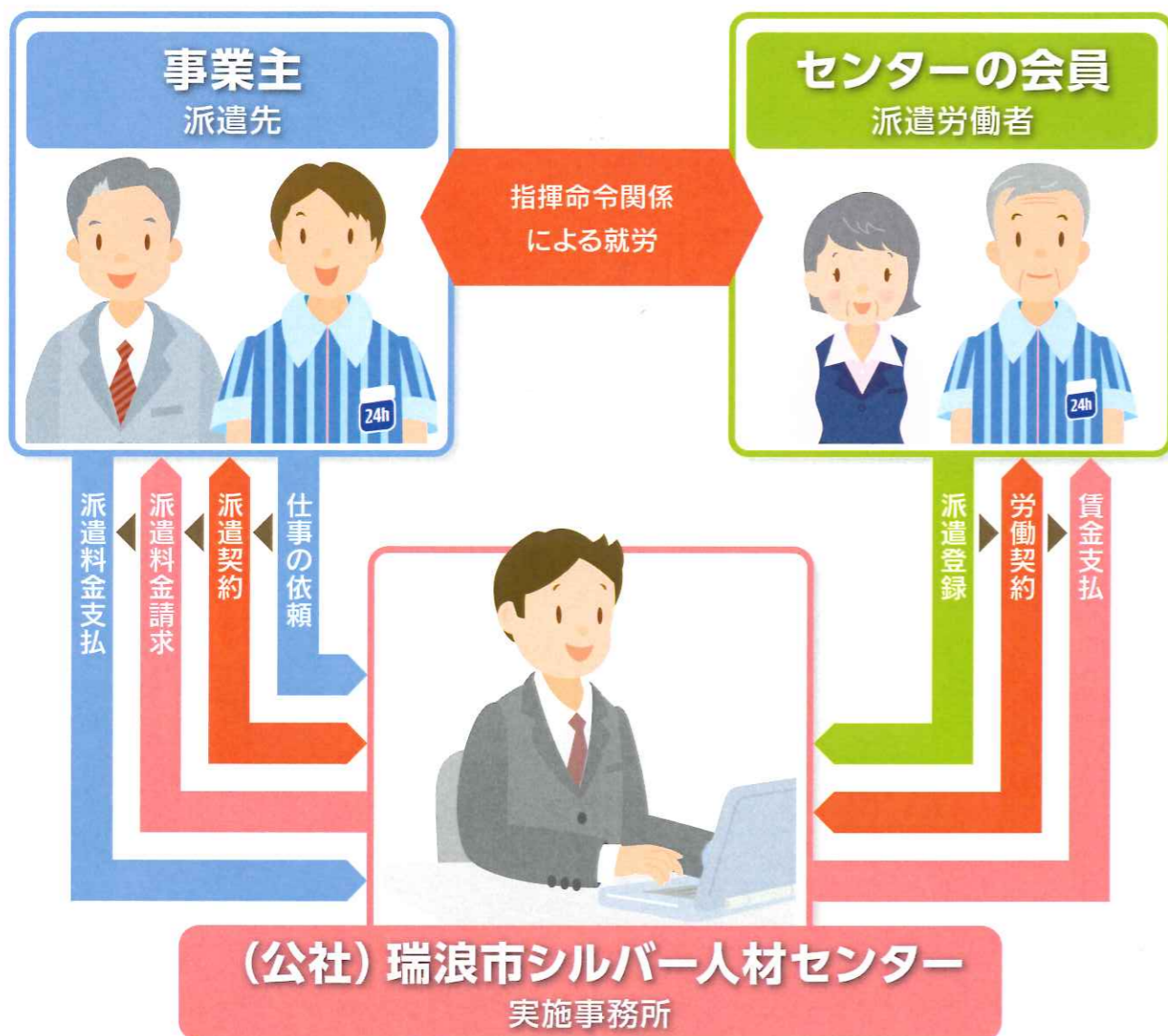


派遣事業について

瑞浪市シルバー人材センターの取組み

シルバー人材センターでは、平成22年8月から人材派遣事業を始めています。この制度は、従来から実施している受託（請負・委任）方式による就業だけでは対応できなかった「発注者の従業員と混在作業」や「指揮命令を受ける作業」など多様な働き方が可能となる仕組みになっています。

派遣事業に就くには、（公社）瑞浪市シルバー人材センターの会員で派遣事業での就業を希望する方を登録し雇用関係を結び企業へ派遣します。



（※派遣元事業主（公社）岐阜県シルバー人材センター連合会）

派遣元と派遣労働者との間に雇用関係が生じます。
派遣労働者は派遣先の指揮命令により就業します。

こんな仕事に派遣します！

シルバー派遣の取り扱うことが可能な業務の範囲
（一人の会員が働くことが可能な範囲）

臨時的かつ短期間な就業
（概ね月10日程度のもの）

又は

軽易な業務
（週20時間未満のもの）

※高齢者等の雇用の安定等に関する法律に謳われている「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」の範囲となるため、常用労働者の働き方にはなりません。継続的な業務はローテーション就業となります。

実施体制は？

派遣元事業主は、公益社団法人岐阜県シルバー人材センター連合会です。
事業実施事務所である公益社団法人瑞浪市シルバー人材センターが対応します。

主な仕事内容

技術分野

- 教育指導
- 特殊技術（情報技術など）

事務分野

- 経理事務
- 調査事務（アンケート調査、集計事務）

管理分野

- 物品管理（商品管理、在庫管理）

折衝・外交分野

- 販売・集金（店員・電気・水道等の集金）
- 外務（配達、営業、検針）

技能分野

- 製作加工（工場内での軽作業：加工、組立、検査）

一般作業分野

- 屋外作業（清掃作業、農作業）
- 屋内作業（清掃作業、梱包作業、カート整理、調理補助）
- ゴルフ場作業（屋内外）

サービス分野

- 商品配送など

※派遣法で定められている①港湾運送業務②建設業務③警備業務④病院等における医療関係の業務及び高齢者にとって危険又は有害な作業等については派遣することができません。

「請負・委任」と「シルバー派遣」の比較

項目	請負・委任	シルバー派遣
働き方	時間に拘束されることなく自分のペースで働きたい方	決められた日数・時間等で定期的に働きたい方
仕事の期間・内容	臨時的・短期的な就業（概ね月10日程度以内）又は軽易な作業（週20時間未満のもの）	臨時的・短期的な就業（概ね月10日程度以内）又は軽易な作業（週20時間未満のもの） ※継続的な業務はローテーション就業となります。
雇用関係の有無	なし	あり（労働契約は公益社団法人岐阜県シルバー人材センター連合会と締結）
発注者の指揮命令	受けない	受ける
事故時に適用される保険	シルバー保険	労災保険
発注者との契約当事者	公益社団法人瑞浪市シルバー人材センター	公益社団法人岐阜県シルバー人材センター連合会
社会保険・雇用保険の適用	なし	なし
会員に対する報酬	配分金（雑所得）	賃金（給与所得）